

浜松市告示第78号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和8年2月10日から2週間、浜松市中央土木整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和8年2月10日

浜松市長 中野祐介

記

路線名	区間	供用開始の期日	摘要
青屋5号線	浜松市中央区青屋町475番3	令和8年2月10日	拡幅区間

浜松市告示第78号の2

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和8年2月10日から2週間、浜松市中央土木整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和8年2月10日

浜松市長 中野祐介

記

路線名	区間	供用開始の期日	摘要
中田島69号線	浜松市中央区中田島町1607番4から 浜松市中央区中田島町1606番3まで	令和8年2月10日	拡幅区間

浜松市告示第78号の3

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のように道路の供用を

開始する。

その関係図面は、令和8年2月10日から2週間、浜松市中央土木整備事務所において一般

の縦覧に供する。

令和8年2月10日

浜松市長 中野祐介

記

路線名	区間	供用開始の期日	摘要
上島16号線	浜松市中央区上島三丁目181番12	令和8年2月10日	拡幅区間

浜松市告示第78号の4

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のように道路の供用を

開始する。

その関係図面は、令和8年2月10日から2週間、浜松市中央土木整備事務所において一般

の縦覧に供する。

令和8年2月10日

浜松市長 中野祐介

記

路線名	区間	供用開始の期日	摘要
中島3号線	浜松市中央区中島二丁目573番2地内	令和8年2月10日	拡幅区間
中島24号線	浜松市中央区中島二丁目573番2地内	令和8年2月10日	拡幅区間

浜松市告示第78号の5

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和8年2月10日から2週間、浜松市中央土木整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和8年2月10日

浜松市長 中野祐介

記

路線名	区間	供用開始の期日	摘要
中島21号線	浜松市中央区中島二丁目913番4から 浜松市中央区中島二丁目912番2まで	令和8年2月10日	拡幅区間